

事務所費

電気代 (令和3年4月~令和4年3月)

11月分

12月分

3月分

電気料金領収証 (口座振替用)

翁長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3
ご契約種別 従量電灯

令和 3年11月分

| | |
|-----------------|----------|
| 領収金額 | 6,036 円 |
| 料金 | 5,364 円 |
| 再エネ賦課金 | 672 円 |
| 【再掲】 消費税等相当額 | 548 円 |
| 燃料費調整額 | 157.99 円 |
| ご使用量 | 200 kWh |

上記金額をご指定口座から11月29日に
収めさせていただきます。

印紙税申告納付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社
那覇支店
TEL 0120-586-391 (コールセンター)
電話 TEL 098-893-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

翁長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3
ご契約種別 従量電灯

令和 3年12月分

| | |
|-----------------|----------|
| 領収金額 | 4,650 円 |
| 料金 | 4,130 円 |
| 再エネ賦課金 | 520 円 |
| 【再掲】 消費税等相当額 | 422 円 |
| 燃料費調整額 | 206.11 円 |
| ご使用量 | 155 kWh |

上記金額をご指定口座から12月29日に
領収させていただきました。

印紙税申告納付につき北那覇
税務署承認済

沖縄電力株式会社
那覇支店
TEL 0120-586-391 (コールセンター)
IP電話 TEL 098-893-7777

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-------|----------|-------------|---------------|-------|----|-------------|-----|---|---|---|--|--|--|--|---|---|---|---|--|
| 口座記号番号 | 00190 9 950041 | 加入者名 | 沖縄電力株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| R 4年 3月分 | 2月18日~3月17日 | ご使用量 | 146 kWh | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金額 | <table border="1"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </table> | | | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | | | 4 | 7 | 2 | 5 | |
| 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 4 | 7 | 2 | 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 接完 | <table border="1"> <tr> <td>電気番号</td> <td>15376- 35-1-3</td> <td>ご契約種別</td> <td>20</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td>427</td> </tr> </table> | | | 電気番号 | 15376- 35-1-3 | ご契約種別 | 20 | 消費税等相当額(再掲) | 427 | | | | | | | | | | | | |
| 電気番号 | 15376- 35-1-3 | ご契約種別 | 20 | 消費税等相当額(再掲) | 427 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ご依頼人住所氏名 | 翁長 雄治 様 那覇市字大道49 大幸ビル 2F 翁長 雄治 様 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払期日 (裏面参照) | R 4年 4月 18日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関取扱期限日 | R 4年 4月 28日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日 | R 4年 5月 8日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料金 | <table border="1"> <tr> <td>72163</td> </tr> <tr> <td>附 22,405</td> </tr> <tr> <td>印 牧港</td> </tr> </table> | | | 72163 | 附 22,405 | 印 牧港 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 72163 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附 22,405 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印 牧港 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | (ゆうちょ銀行) (A) 依頼人控 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

この受領証は、大切に保管してください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 6月 7日発行)

2021年 5月ご請求分 (2021年 5月20日振替)

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,717円

| | |
|--------------------------|------|
| 金融機関名 (BANK/POST OFFICE) | 琉球銀行 |
| 口座番号 (ACCOUNT) | |

紙税申告納付につき芝 税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お支払いは翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

もともと割、Web光もともと割、
自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は
本割引サービスを解約された場合、解約金が
発生いたします。解約金は発生いたしません。
【war-i】でご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 5月 7日発行)

2021年 4月ご請求分 (2021年 4月20日振替)

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,770円

| | |
|--------------------------|------|
| 金融機関名 (BANK/POST OFFICE) | 琉球銀行 |
| 口座番号 (ACCOUNT) | |

紙税申告納付につき芝 税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お支払いは2ヶ月まとめてご請求しております。

もともと割、Web光もともと割、
自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は
本割引サービスを解約された場合、解約金が
発生いたします。解約金は発生いたしません。
【war-i】でご確認ください。

M330B1391001 31889 31889 00 M

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 8月 7日発行)

2021年 7月ご請求分 (2021年 7月20日振替)

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,770円

| | |
|--------------------------|------|
| 金融機関名 (BANK/POST OFFICE) | 琉球銀行 |
| 口座番号 (ACCOUNT) | |

紙税申告納付につき芝 税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お支払いは翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
もともと割、Web光もともと割、
自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は
本割引サービスを解約された場合、解約金が
発生いたします。解約金は発生いたしません。
【war-i】でご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 7月 7日発行)

2021年 6月ご請求分 (2021年 6月21日振替)

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,796円

| | |
|--------------------------|------|
| 金融機関名 (BANK/POST OFFICE) | 琉球銀行 |
| 口座番号 (ACCOUNT) | |

紙税申告納付につき芝 税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

お支払いは翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。
もともと割、Web光もともと割、
自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は
本割引サービスを解約された場合、解約金が
発生いたします。解約金は発生いたしません。
【war-i】でご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年10月 7日発行)

2021年 9月ご請求分 (2021年 9月21日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,931円

| | | |
|----------------------|------|--|
| 振替口座名 POST OFFICE | 琉球銀行 | |
| 口座番号 ACCOUNT | | |

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

とております。

ももっとも割、Web光ももっとも割、どんと割、
延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解
http://flets-w.com/wari
ファイナンスへ請求事務を委託しています。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 9月 7日発行)

2021年 8月ご請求分 (2021年 8月20日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,840円

| | | |
|----------------------|------|--|
| 振替口座名 POST OFFICE | 琉球銀行 | |
| 口座番号 ACCOUNT | | |

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

とあります。

ももっとも割、Web光ももっとも割、どんと割、
延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解
http://flets-w.com/wari
ファイナンスへ請求事務を委託しています。

M330B1391001 30103 30103 00 M

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年12月 7日発行)

2021年 11月ご請求分 (2021年 11月22日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 8,142円

| | | |
|----------------------|------|--|
| 振替口座名 POST OFFICE | 琉球銀行 | |
| 口座番号 ACCOUNT | | |

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

求しております。

光ももっとも割、Web光ももっとも割、どんと割、
延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年11月 7日発行)

2021年 10月ご請求分 (2021年 10月20日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 7,737円

| | | |
|----------------------|------|--|
| 振替口座名 POST OFFICE | 琉球銀行 | |
| 口座番号 ACCOUNT | | |

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

割、Web光ももっとも割、どんと割、
延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

2. ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
following amount was transferred from your account. (2022年 2月 7日発行)

| | |
|------------------------|-----------------|
| 2022年 1月ご請求分 | (2022年 1月20日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 7,719円 |
| 金融機関名 M/F INSTITUTE | 琉球銀行 |
| 口座番号 ACCOUNT | |

紙税申告納
|につき芝
|務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

しております。

もっとも割、Web光もっとも割、ドーンと割、
申をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解
http://flets-w.com/wari
NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等 (事務所費)
(西日本)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
翁長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 1月 9日発行)

| | |
|------------------------|-----------------|
| 2021年12月ご請求分 | (2021年12月20日振替) |
| 領収金額 (AMOUNT RECEIVED) | 7,895円 |
| 金融機関名 M/F INSTITUTE | 琉球銀行 |
| 口座番号 ACCOUNT | |

印紙税申告納
付につき芝
務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

ります。

もっとも割、Web光もっとも割、ドーンと割、
申をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡
あります。割引適用期間の満了月とその翌月の解
http://flets-w.com/wari
ファイナンスへ請求事務を委託しています。

M300B1391001 29442 29442 00 M

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号

請求年月
2022年 3月分

ご請求金額
¥7,717-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したもの及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄

領収日付印

083760
22.4.19
ローソン
那覇大道店

(お客様控)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号

請求年月
2022年 2月分

ご請求金額
¥7,719-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したもの及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄

領収日付印

111194
22.3.16
ローソン那覇
桜多川1丁目店

(お客様控)

電話代 (R3.4月~R4.3月分)
※インターネット代込み)

政務活動活用の為 全額充当

¥93,753-

事務所概要申告票

議員名 翁長 雄治

1. 物件の所在

| | | |
|------|------------------|--|
| 住所 | 那覇市大道49番地 大幸ビル2階 | |
| 電話番号 | 098-886-5601 | |

2. 所有区分

| |
|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 |
| <input type="checkbox"/> 自己所有物件 |

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [有限会社 新地開発] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別 |

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

翁長 雄治



貸借人 氏名



住所



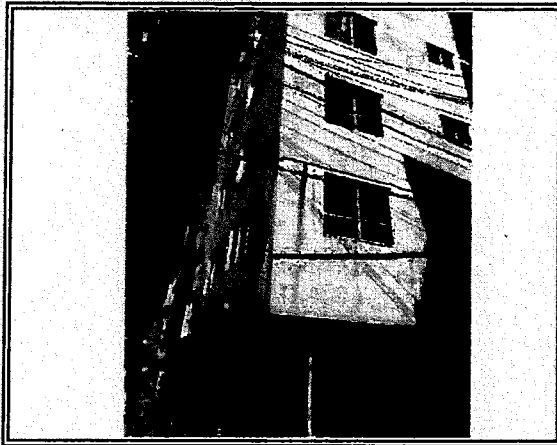
事務所費充当状況申告票

議員名 翁長 雄治

1. 事務所の状況

| | |
|----|------------------|
| 住所 | 那覇市大道49番地 大幸ビル2階 |
|----|------------------|

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

| | |
|------|------|
| 充当割合 | 全額充当 |
|------|------|

充当割合の説明：

当該事務所においては、県議会の質問作成など議会活動のみに使用しており、全額充当とする。

(関係経費)

| | |
|--------|----------|
| 家賃(月額) | 40,000 円 |
| その他 | 2,000 円 |
| | 円 |

(充当額)

| | |
|--------|----------|
| 家賃(月額) | 40,000 円 |
| その他 | 2,000 円 |
| | 円 |

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

翁長 雄治



事務所賃貸借契約書

(物件名) 大幸ビル 2F

(賃貸人) [REDACTED] 様

(賃借人) 翁長 雄治 様

すてきに暮らそう！！

(有)新地開発

沖縄県知事(7)第2677号

〒903-0806 那覇市首里汀良町3-101-3

(TEL) 098-884-3711

契約者の方へ

1. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

★電気 沖縄電力 TEL 0120-58-6390

★水道

★ガス 沖縄石油ガス TEL 098-877-7124

★緊急連絡先

営業時間 平日土曜日 09:00~18:00
日曜祝祭日 休み

(営業時間外連絡先)
レキオスホットライン TEL 0120 - 988 - 442

表題

| | | | | | |
|---------------|-----|---------------------|-------------|------|-----------------------|
| 物件 の 表示 | 名称 | 大幸ビル 2F | | | |
| | 所在地 | 沖縄県那覇市大道49 | | | |
| | 構造 | 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根5階建 | | | |
| 賃 料 | 家賃 | 月額 | 40,000円 | 敷金 | 無 |
| | 水道料 | 月額 | 2,000円(固定)✓ | 礼金 | 無 |
| | 駐車場 | 無 | | | |
| | 合計 | 月額 | 42,000円 | 契約期間 | 令和2年7月1日 令和4年6月30日 |

令和 2 年 7 月 / 日

賃貸人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

連帯保証人(1)

住所

氏名

極度額504,000円(賃料12ヶ月分)

宅地建物取引業者(丙)

沖縄県知事(7)第2677号
 有限会社 新地 開発
 代表取締役 下地 健治
 沖縄県那覇市首里汀良町3-101-3
 TEL(098)884-3711

宅地建物取引士

登録番号

号

事務所賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と賃借人 翁長 雄治 (以下「乙」という) は標記の物件に対し、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。よってその証として本契約書を式通作成し記名、押印の上、各自老通所持する。

(使用目的)

第1条 乙は、貸室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。万一、乙の都合により使用目的を変更する場合、乙は文書で甲の承諾を得なければならない。

(賃貸借期間)

第2条 本契約期間は、標記の通りとする。期間満了2ヶ月前までに甲乙協議の上、更新できるものとする。乙は、本契約を更新する際、更新を行うまでに、更新事務手数料10,000円(税別)を丙に支払うと共に、更新に必要な書類(入居時同等)を添付して、必要事項を記載の上、提出するものとする。(以後も同様とする。)

(賃料及び、電気使用料等)

- 第3条
- 1 月額家賃、共益費、駐車場、水道料、(以下賃料等という) は、標記の通りとし、乙は、甲に対し毎月末日までに翌月分を自動振替にて支払うものとする。
 - 2 賃料等の支払義務は、第2条の契約期間開始日から発生するものとする。
 - 3 賃料等の入金時に係る振込手数料、自動振替手数料(100円税別)は乙の負担とする。(毎月の請求書及び領収書の発行はありません)
 - ~~4 乙が賃料等の支払いを遅延し、支払委託会社(以下「丁」という)の行う支払委託制度を利用する場合は、丁を通じて甲に支払うものとする。その内容については別途乙、丁間で締結する支払委託契約の定めによるものとする。~~
 - 5 電気・ガス・水道・電話料金・衛生費・その他の公共料金は乙の負担とする。

(賃料等の改定)

第4条 賃料は、土地建物に対する公租公課の増減及び近隣土地建物賃料の変動、その他、経済情勢の変動等を考慮し、甲乙協議の上その適正化を図り、賃料の改定を行う事が出来るものとする。

(乙の解約申し入れ)

第5条 乙は甲に対して2ヶ月以上の予告をもって本契約の解除を申し入れることができる。但し、予告期間が2ヶ月に満たない場合は申し出した日より起算して2ヶ月後迄の予告不足損害金(賃料等相当額)を日割りにて支払わなくてはならない。日割の計算方法は、解約する月を30日で割り、満了時までの日数を掛けた額とする。

—(敷金)—

- 第6条 1 ~~乙は、敷金として甲に預託する。~~
 2 ~~前項の敷金は、預託期間中無利息とし、返還の方法は下記の通りとする~~
 イ ~~契約締結後、契約開始日より2年未滿に解約した場合は、違約金として控除し乙へ返還しないものとする。2年を経過し、本物件を明け渡す場合、甲は遅滞なく乙へ預託敷金を、本物件明渡し後1ヶ月以内に乙へ対し無利息で返還しなければならない。~~
~~但し、下記条項を乙の責任と負担で履行がない場合、甲は、当該債務の額を預託敷金から差し引くものとする。~~
~~・原状回復(本契約第18条)~~
~~・退去時の残債務及びその他、本契約から生じる乙の債務~~
 3 ~~預託敷金に不足が生じた場合、乙はその不足額を甲へ支払うものとする。~~

(テナント総合保険の加入)

- 第7条 1 乙は、本契約期間中は継続して総合保険に加入するものとする。
 2 乙は、自己で保険加入する際は、加入を証明する書類の写しを甲へ提出するものとする。保険が満了し更新等した場合も以後同様とする。
 3 本物件、又は乙所有の資産全部若しくはその一部が消失した場合は、各自がそれぞれ加入した火災保険による保険金をもってその損害を補填し、補填された損害については相手方に賠償請求をしないものとする。

(使)
第10

(イ)
第11

(保安点検)

- 第8条 甲、又はその代理人は貸室の保全、衛生、防火、防犯救護等に関し緊急の必要のある時は、契約貸室内に立ち入り必要な措置を講ずることができる。この場合、乙は、甲又は代理人の措置に協力しなければならない。

(
第12

(費用負担)

- 第9条 1 賃貸借期間中、自然破損及び経年劣化による破損、建物の主要構造(基礎部分)の修理は、甲の負担とし、それ以外の修理、又は取り替え等に要する費用は乙の負担とする。
 2 トイレ、その他、排水設備の詰まり、ガラス破損、各種電球、水道パッキン、室内外の造作物及び設備一式等、看板、その他、消耗品とみなされるものは乙の負担とする。
 3 乙の責めに帰すべき事由により貸室内及び屋外の設備、備品等を破損、汚損した場合、乙は速やかにこれを原状回復、又は損害を賠償する。
 4 修繕を必要とする原因が甲乙何れにあるか不明の場合の費用負担については、予め甲及び乙は協議するものとする。
 5 前各項の定めにより甲が修繕を行う場合は、甲は予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がある場合を除き、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、当該修繕の実施を拒否することはできないものとする。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じた場合でも、甲はその責めを負わない

ものとする。又、乙は修繕されていないことを理由に、甲への賃料等の支払いを拒否することはできないものとする。

- 6 乙は、本物件の修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに修繕の必要について協議し、甲の指示に従うものとする。この通知を怠り、又は遅延したことによって、本物件及び建物等に損害を及ぼした際、乙はその損害の全部を賠償するものとする。

7 (一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失、その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法、その他、必要な事項について協議するものとする。又、残存する部分のみで乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は本契約を解除することができるものとする。

(使用上の注意)

- 第10条 1 乙は貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
2 乙は騒音や匂い、衛生面等に関し近隣に迷惑とならないように配慮するものとする。万一、苦情等が出た場合、乙は一切の責任を持って善処するものとし、甲は何等責任を負わないものとする。

(転貸等の禁止)

- 第11条 1. 乙は賃借権を譲渡、若しくは転貸してはならない。
2. 乙は甲の承諾なしに賃借権の一部又は全部譲渡、転貸と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。又、如何なる事由があっても賃借権を担保に供したり、質権の設定をする事を禁止する。

(連帯保証人)

- 第12条 1. 連帯保証人は、乙と連帯して更新後も本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
2. 連帯保証人は、本契約が終了し本物件が完全に明け渡され、かつ乙の債務が完済されるまで、乙の甲に対する債務を免れることはできないものとする。
3. 連帯保証人の負担は、署名捺印欄に記載する極度額を限度とする。
4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
5. 乙、又は連帯保証人は、死亡等・破産・成年後見制度による措置がとられた場合無資力、又は所在不明、その他の事由により保証の責めを果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知するものとする。
6. 前項並びに連帯保証人を甲が適格でないと認めたときは、乙は速やかに甲の承諾する連帯保証人を追加、変更するものとする。乙が正当な事由なく、これに応じない場合は、甲は契約期間中であっても本契約を解除するものとする。
7. 契約解除後、貸室内に乙の所有物が放置された場合は、連帯保証人は乙に変わ

事務所費

り、甲の通知した日から2週間以内に残置物の撤去を行い明渡しの義務を負うものとする。

8. 上記、乙及び連帯保証人が解約後2週間を経過しても残置物を撤去し明け渡さない場合、甲は任意にその残置物を処分する事とし、その費用を乙及び、連帯保証人に請求するものとする。

第13条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。（過激な政治団体等を含む）
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 本契約締結及び引渡し等、いずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
- 3 乙は甲に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとする。
- 5 第2項又は第4項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

（遵守事項）

第14条 乙は称号及び組織に変更等が生じた場合は遅滞なく甲へ通知するものとする。
（連帯保証人の住所・勤務先の変更も含む）

（移転料等の不請求）

第15条 乙は貸室の明け渡しの際は、甲に対し移転料その他これに類する請求はしない。

（契約解除）

第16条 乙が次の一つに該当したときは、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除する事が出来るものとする。

1. 1ヶ月分以上の賃料支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲との間の信頼関係を著しく害すると認められたとき。
3. 長期不在により賃貸借の行使を継続する意志がないとき。

4. 契約書の記載事項、又は申込書に偽りがあった事が判明したとき。
5. その他本契約に違反したとき。

(造作及び内外装工事)

- 第17条
1. 本契約締結後、乙において本物件内の内外装造作、又は付属物の新設・撤去等、現状を変更する場合は、乙は書面（設計図書等）により甲に明示し、承諾を得るものとする。但し、甲は、正当な理由なく乙の計画を拒むことは出来ない。
 2. 乙が、甲の承諾を得ずに、前項の改造を行った場合、この為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負うものとする。

(原状回復等)

- 第18条
- 本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は次の各号の定めにより賃貸借物件を明け渡すものとする。
1. 賃貸借物件に、乙が設置した看板、照明器具等、内外装造作工事、設備、商品什器、備品、動産類がある場合は、乙の責任と負担でこれを復旧工事及び、撤去して賃貸借物件を原状回復し、清潔な状態にして明け渡すものとする。万一、明け渡し日までに原状回復等を終了させなかった場合、甲が自ら原状回復を行い、要した費用は、乙、又は連帯保証人に請求するものとし、乙及び連帯保証人はこれに異議申し立てをしない。
 2. 賃貸借物件に著しく損傷を与えるような原状回復工事に関しては、甲乙協議の上、その処理を決定する。但し、甲が原状回復を求める場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。
 3. 上記、明け渡しの際、甲は乙が付設した造作物、内外装物、その他一切の設備は買い取りしないものとし、乙は、買取請求権及び有益費償還権を行使しないものとする。
 4. 本契約終了と同時に乙が賃貸借物件を明け渡さない時、乙は本契約終了日の翌日から明け渡し完了に至るまでの賃料相当額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ、明け渡し遅延により甲が損害を被った時は、その損害賠償をする。
 5. 本契約の原状回復とは、本物件の内外造作物及び設備一式等、看板、商品、備品、乙の動産類を全て撤去し、契約時の内装、外装工事着手前の状態にする事を言う。
 6. 乙が本物件に施工した内外装造作物及び設備一式等、看板、商品、備品等の原状回復については、その物の経年劣化等退去時の老朽化を考慮し、甲乙協議の上、その処理を決定する。甲が原状回復を求める場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。

(行政指導等)

- 第19条
1. 天災、地変、火災、法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等、甲乙双方の責に帰する事の出来ない事由により、本店舗の開店営業に支障が生じた時、乙は本契約を解除する事が出来る。この場合、甲は受領済の敷金を遅滞なく乙へ返還する。
 2. 前項により本契約が解除となり失効した場合で、解除以前に甲又は乙が付設した施設等がある時は、それぞれ付設した当事者が撤去し原状回復をする。
 3. 本契約期間中、乙の責任と負担で法律及び条例等に基づく規制等、看板設置や

事務所費

消防法の届出及び申請、その他届出及び申請等を確認するものとする。乙が行ったことにより、万が一、甲へ法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等があった場合は、乙は甲に協力し、その行政指導等に従い、その際の費用は乙の負担とする。

(善管注意義務等)

- 第20条 1. 乙は、善良なる管理者としての注意義務を持って本物件を使用しなければならない。
2. 乙が故意、過失若しくは、前項の注意義務を怠り、甲又は第三者が損害を被った時、乙の責任と負担で甲又は当該第三者に損害を賠償するものとする。

—(駐 車 場)—

第21条 乙は、駐車場において車輛、積載物等の管理、及び駐車場所への無断駐車防止を自ら行うものとする。また、天災地変、火災、盗難、車両の滅失又は損傷、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰すべからず事由による乙の損害に対し甲は一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第22条 本契約書に記載のない事項については当事者が信義に従い誠意を以って協議し解決するものとし、協議によって解決できない時は、民法・借地借家法その他の法令の定めに従う。本契約に基づく権利、義務に関し訴訟を提起するときは、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙合意した。

特約事項

- | |
|--|
| 1. 乙は、本物件を使用するにあたり現在予測できないクレーム及びトラブル等が起きた場合は改善若しくは解決に向けて善処するものとする。乙が協力をせず、改善・解決が困難な場合は、甲は本契約を解除出来るものとする。 |
| 2. 2年毎に更新事務手数料として10,000円（税別）が掛かり乙の負担とする。（第2条参照） |

(人件費)

(令和3年8月~令和4年3月分)

8月分

領収証 翁長雄志 様 No. _____

★ 78000-

内訳
現金 78000
小切手 /
手形 /

消費税額等(%)

平成30年8月30日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

9月分

領収証 翁長雄志 様 No. _____

★ 78000-

内訳
現金 78000
小切手 /
手形 /

消費税額等(%)

平成30年8月30日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

※議会活動支援の為、全額充当とする

(人件費)

(令和3年8月～令和4年3月分)

10月分

領収証 鈴木 翔治 様 No. _____

★ 780,000-

内訳
現金 10月給与金
小切手 10月29日 上記正に領収いたしました
手形

消費税額等(%)

収入印紙

コクヨ 724-98

11月分

領収証 鈴木 翔治 様 No. _____

★ 80,000-

内訳
現金 11月給与金
小切手 11月30日 上記正に領収いたしました
手形

消費税額等(%)

収入印紙

コクヨ 724-98

※議会活動支援の為、全額充当とする